

## 第1 はじめに

戸籍事務とは、戸籍法上の届出の受理及び戸籍の記載を中心とする一連の事務とこれに当然に付随する所要の事務を包括したものをいうといわれています。この戸籍事務は、従来、国の機関としての市区町村長が処理する機関委任事務とされていましたが、平成11年法律第87号「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」により戸籍法の一部が改正され、平成12年4月1日からは、市区町村が処理する、第一号法定受託事務（戸籍法1条2項）に区分され、市区町村長は、その執行機関として、戸籍事務を管掌することとされました（同法1項）。この第一号法定受託事務とは、法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令により特に定めるもの（地方自治法2条9項1号）をいいます。

上記のように、戸籍事務は、市区町村が処理することとされ、市区町村長は、その執行機関として、戸籍事務を管掌することとされましたが、実際には、市区町村の戸籍事務を担当する方々が処理をすることになります。全国で戸籍事務を担当している方々のうちの大半が、住民基本台帳事務や年金事務等との兼務をしている実情です。戸籍事務を専門に担当している方は、大都市等の市区役所の方に限られ、地方都市や町村役場になればなるほど兼務者の比率が高くなる傾向にあります。

また、戸籍事務の経験年数は、市区町村における人事異動サイクルが早くなっていることや戸籍事務のコンピュータ化などから3年未満の経験年数の浅い方が半数近くを占め、一方、10年以上の経験を有する、いわゆるベテランという方は、10%程度であると思われませんが、そのうち80%を超える方が兼務者であると推測されます（平成27年度戸籍事件表、戸籍934号）。

このように、戸籍事務を担当している方々は、短期の人事異動サイクルによ

り、また、慣れない戸籍事務を他の事務をも処理しながら一生懸命頑張っているということになります。

戸籍事務担当者が口に出して言うことは、「戸籍事務は難しい」、「戸籍事務は1年や2年では到底習得できない」、「法律や先例がたくさんあり大変だ」ということではないでしょうか。でも、それほど深刻に考えなくてよいのではと思います。戸籍事務の学び方さえ覚えてしまえば、短期間で相当な程度まで処理することができるものと思います。そして、戸籍訂正までもできるのではないのでしょうか。決して戸籍訂正は難しいものではありませんし、戸籍の基礎ができていれば、戸籍訂正も通常の届出と変わらないという感覚で処理できるものと思います。従前刊行された「改訂戸籍研修」（法務省民事局第二課戸籍実務研究会編、昭和63年5月ティハン）では触れられていませんでした戸籍訂正について、本書では、第11戸籍訂正・追完の項において、初歩的な訂正を含め、数多くの訂正事例を取り上げています。

それでは、どのような方法で戸籍事務を学び、また、どのような法律を実際どのように学べばよいのかと危惧されるかもしれませんが、筆者自身の体験をも踏まえながら、以下にその方法等を述べることにします。

なお、文中意見にわたる部分については、私見であることをあらかじめお断りしておきます。

## 第2 戸籍事務と関わりのある法律等

本論に入る前に、戸籍事務を処理するためには、どのような法律が関わっているのか、また、それをすべてマスターしなければならないのか、との疑問をお持ちではないでしょうか。戸籍事務に関わる法律は、国籍法、民法等の実体法と戸籍法等の手続法があります。

**【問1】** 戸籍事務との関わりのある法律には、どのようなものがあり、どのように学べばよいのでしょうか。

まず、民法があります。民法は、国民の日常生活を規律する基本法といわれているものです。

民法は、第1編総則、第2編物権、第3編債権、第4編親族及び第5編相続で構成されています。いずれも、明治31年7月16日に施行されたものですが、第4編と第5編については、現行憲法の宣言する個人の尊厳と両性の本質的平等等の理念に従って、根本的な改正が行われ、昭和23年1月1日から改正法が施行されています。民法第1編から第3編までの条文は漢字片仮名書き文語体でできておりましたが、平成16年法律第147号により改正され、平成17年4月1日から、第4編及び第5編と同様漢字平仮名書き口語体（以下「現代語化」という。）となりました。

民法は、第1編から第5編まで1044条の条文構成（「の」条文。例えば、民法817条の2のように、「何条の2、何条の3」という条文が多くありますので、実際は、かなりの数になります。）となっていますが、戸籍事務に携わっている方に必要となるのは、民法第1編総則の一部と第4編親族ということになりますが、民法の条文は全て現代語化されていますから、初任者にとっても条文をじっくり読めば理解できると思います。また、どのような条文構成でできているかを知ることが法律を理解する上でも役立ちますので、戸籍六法等を常に机上に備え置き、目をとおす習慣を身に付けておくことが大切です。

また、民法は、昭和23年以降にその一部改正がされていますが、そのうち親族編の改正で戸籍事務との関わりが大きいものとしては、昭和51年（昭和51年法律66号）及び昭和62年（昭和62年法律101号）の改正です。この改正に伴う戸籍事務の取扱い、前者については昭和51年5月31日付け民二3233号通達（筆者注：婚氏続称制度の創設に伴う戸籍事務の取扱い等）、後者については昭和62年10月1日付け民二5000号通達（筆者注：養子縁組制度の大幅な改正及び特別養子縁組の創設に伴う戸籍事務の取扱い等）があります。その他の改正もありますがそれほど大幅な取扱いの改正ではないと思います。

次に、国籍法があります。国籍法は、憲法10条（国民の要件；日本国民たる要件は、法律でこれを定める。）に基づき日本国民である資格を定めることを目的として、国籍の取得や喪失の要件、手続等を規定する法律です。現行国籍法は、昭和25年7月1日に施行され、昭和59年に一部改正がされています。この改正に伴う戸籍事務の取扱いは、昭和59年11月1日付け民二5500号通達（筆者注：届出による国籍取得制度及び国籍選択制度の創設に伴う戸籍事務の取扱い等）があります。この法律も漢字平仮名書き口語体になっています。

次に、法の適用に関する通則法（平成18年法律第78号・平成19年1月1日施行。以下「通則法」という。）があります。この通則法によって法例（明治31年法律第10号）は廃止されましたが、家族法に関する法例は、全て現代語化され、条数が増えられたほかは、通則法にそのまま取り込まれています。この通則法は、国際私法に当たるものです。国際私法とは、渉外的私法関係に適用する法を指定する法（注1）です。複数の国の法律のうち準拠法（注2）を選び出し、法律の抵触を解決するものです。抵触法とも呼ばれています。通則法に基づく戸籍事務については、平成元年10月2日付け民二3900号民事局長通達（著者注：法例の一部を改正する法律の施行に伴う戸籍事務について）によることとされています。

次に、戸籍法及び戸籍法施行規則があります。戸籍法は、手続法ですから、必ずマスターしなければなりません。まず、戸籍法全体の条文構成がどのようになっているかを頭に入れるとよいでしょう。戸籍六法等では、目次が掲載

されていますので、目次を見ることによってその構成が分かります。戸籍法は、民法の条文構成と若干異なっていることが分かります。民法親族編は、総則の次が婚姻・離婚になりますが、戸籍法は、届出の章においては、出生から始まります。これは、戸籍は人が生まれてから亡くなるまでの身分関係を登録公証することからではないでしょうか。

次に、家事事件手続法及び家事事件手続規則があります。家事事件手続法は、従前の家事審判法を全面的に改正し、家事審判規則等の規則にあった規定を取り入れて293条の条文を有するものであり、また、家事事件手続規則は、従前の家事審判規則及び特別家事審判規則を併せた140条の条文からなるものです。家事事件手続法は、昭和22年の家事審判法の制定後、家族をめぐる社会状況、国民の法意識は著しく変化し、家族間の事件の中にも関係者の利害の対立が激しく解決の困難な家事事件が増えてきたこと等を背景として、法整備を図ったものです。戸籍事件では、審判が効力を生ずると戸籍記載の嘱託（家事事件手続法116条）がされ、また、審判が確定すると戸籍事務管掌者へ通知がされます（家事事件手続法95条等）ので、身近な法律の一つです。

従来、外国人登録法がありましたが、この法律は、平成23年12月26日に「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令」（平成23年政令第419号）が公布され、新しい在留管理制度の施行により廃止（平成24年7月9日）されました。しかし、出入国管理及び難民認定法上での在留カード等の事務、また、住民基本台帳法上での外国人に関する住民票に係わる事務がありますが、これらも戸籍事務と関連します。そして、法律ではありませんが、人口動態調査令もあります。

最後に、法務省民事局長等の通達、回答があります。一般には、先例といわれているものです。通達は、民法・戸籍法等の法律が改正された際に、その解釈や戸籍事務の取扱いを全国統一的に処理するために発出されるものです。したがって、法改正があった場合には、必ず発出されていますので、確認しておく必要があります。基本的に覚えておく必要がある通達は、戸籍六法等に掲載

されていますので、目を通す機会が多いと思います。回答は、戸籍先例集に掲載されていますが、個別事案も多いことから、実際の事案（窓口に出出された事案）と先例の事案とを対比して確認をしないと間違いの元になりますので、注意が必要です。

（注1）例えば、日本人と外国人間の身分行為、外国人相互間の身分行為、外国における日本人相互間の身分行為等の場合に日本の民法を適用するのか、又は外国人の本国法を適用するのかを規定したものです。

（注2）渉外的法律関係に適用される法として、国際私法によって指定される法です。例えば、日本人と外国人との婚姻にあっては、日本人については日本民法が、外国人についてはその者の本国法を適用する場合（通則法24条1項；婚姻の成立は、各当事者につき、その本国法による。）等です。

## 第3 戸籍の記載手続・記載事項等

第2に記したように、戸籍事務を処理するためには、数多くの法令を学ぶ必要がありますが、一度に覚えるのは初任者にとっては非常に苦痛ではないでしょうか。また、窓口に届書類等を持参したお客様は、迅速で適正な事務処理を望んでいますから、事務処理に時間がかかるのはお役所仕事だといらだつでしょうし、そんなに長く待ってはいただけないのが実情ではないでしょうか。そのためには、どのように戸籍事務を習得するかです。

それでは、戸籍の記載手続から述べていくことにしましょう。戸籍事務を習得するためには、私の経験では、戸籍の記載を覚えるのが一番の早道ではないかと思います。できれば、戸籍届書を見て、ノート等に手書きして覚えるといいでしょう。戸籍事務の初任者の方は、各市区町村の実情により差異はあると思いますが、証明事務から始めるか、記載事務から始めるかではないでしょうか。いずれにしても、戸籍にはどのような事項が記載されているのか、また、その記載は、どのような根拠に基づいているものなのかを理解する必要があります。戸籍の記載例は、法定及び参考を合わせて約450ほどですが、それほど難しいものではありません。後述する、戸籍法施行規則附録6号戸籍の記載のひな形の記載例を覚えれば、あとは応用問題ですから、それほど心配することはありません。

戸籍の記載を覚えるのが一番の早道と述べました。紙戸籍による事務処理の場合は、一つの身分事項を一文で記載することとしていましたので、届書を審査し、その届書により適正に戸籍の記載ができるか否かで、当該届出を審査し、受理・不受理の判断をしていたと思います。しかし、現在では、コンピュータによる事務処理が主力ですから、戸籍の記録場面では、「タイトル」を指定し、「インデックス」(項目)を選択して記録する処理になっていますので、わざわざ記載例を覚えるという経験則がないものと思います。そこで、戸籍六法には、紙戸籍の記載例とコンピュータシステムによる証明書記載例が並

立して掲載されていますので、まず紙戸籍で処理する場合において、届書に記載されている内容により、その記載ができるか否かを頭に入れて審査する方法を取り入れてみたらいかがでしょうか。特に、戸籍訂正申請がされた場合は、紙戸籍ではどのような記載になるのかを考えると、審査に役立つと思います。

## 1 戸籍の記載手続

**【問2】** 戸籍の記載は、どのような根拠に基づいてすることになるのですか。説明してください。

戸籍法は、戸籍の記載手続について15条で「戸籍の記載は、届出、報告、申請、請求若しくは囑託、証書若しくは航海日誌の謄本又は裁判によつてこれをする。」と規定しています。この記載手続は、具体的には戸籍記載例で説明すると分かりやすいと思いますので、法定及び参考を例にとって説明します。例えば、「【届出人】父」（法定1）、「【報告者】千倉警察署長」（参考166）、「【申請人】父」（法202）、「【記録請求日】平成年月日」（法定81）、「【記録囑託日】平成年月日」（法定108）、「【証書提出日】平成年月日」（法定77）、「【航海日誌謄本提出日】」（参考1）及び「【特記事項】平成年月日受理を命ずる裁判確定」（法定66）等です。この15条に掲げられているものが原則ですが、例外として、市区町村長の職権によって記載する場合があります（戸籍法24条・44条、戸籍法施行規則41条・43条・45条）。

それでは、15条に規定されている記載手続について、一つ一つ具体的にはどのようなものかをみてみましょう。

### (1) 届出

**【問3】** 届出により戸籍の記載をするとありますが、どのようなものがあるのですか。説明してください。

届出には、報告的届出、創設的届出及び前記両届出を併有した届出がありません。



報告的届出とは、既に発生した事実あるいは判決・審判等によって確定した身分関係について届け出るもので、典型的なものとしては、出生届、死亡届、裁判離婚届等です。これらの届は、届出が義務付けられているものです。この場合の戸籍の記載は、例えば、出生届は、「平成4年1月10日東京都千代田区で出生同月14日父届出入籍」（法定1）と記載します（コンピュータシステムによる証明書記載例では、「【出生日】平成4年1月10日」、「【出生地】東京都千代田区」、「【届出日】平成4年1月14日」、「【届出人】父」と記録します。）。

創設的届出とは、届出によって初めて効力が生じるものです。身分行為においては、戸籍の届出をすることによって、一定の身分関係が形成されます。例えば、養子縁組届、婚姻届、協議離婚届、協議離婚届等です。これらは、民法で規定されているものですが、戸籍法上の効力が発生するものとしては、戸籍法に規定されている入籍届、分籍届、転籍届等があります。この場合の戸籍の記載は、例えば、婚姻届は、「平成4年1月10日乙野梅子と婚姻届出（以下略）」（法定59等）と記載します（コンピュータシステムによる証明書記載例では、「【婚姻日】平成4年1月10日」、「【配偶者氏名】乙野梅子（以下略）」と記録します。）。

併有した届出とは、創設的届出である認知届、報告的届出である出生届の両方を一つの届出とする戸籍法62条の認知届出の効力を有する嫡出子出生届等です。この記載例は、法定5に示されています。

## (2) 報告

**【問4】** 報告により戸籍の記載をするとありますが、どのようなものがあるのですか。説明してください。

報告というのは、あまり聞き慣れないと思いますが、報告には、水難、火災その他の事変によって死亡した者がある場合の事変による死亡報告（戸籍法89条）、死亡者の本籍が明らかでない場合又は死亡者を認識することができない場合の本籍不明者・認識不能者の死亡報告（戸籍法92条）、官庁又は公署がその職務上国籍を喪失した者があることを知ったときにする国籍喪失報告（戸籍法

105条1項)等があります。この場合の戸籍の記載は、例えば、水難により死亡した者の死亡報告は、「平成6年3月12日千倉警察署長報告」(参考166)とします(コンピュータシステムによる証明書記載例では、「【報告日】平成6年3月12日」、「【報告者】千倉警察署長」と記録します。)

### (3) 申請

**【問5】** 申請により戸籍の記載をするとありますが、どのようなものがあるのですか。説明してください。

申請の典型は、戸籍訂正申請です。戸籍の記載が法律上許されないものであること又はその記載に錯誤若しくは遺漏があることを発見した場合(戸籍法113条)、届出によって効力を生ずべき行為について戸籍の記載をした後に、その行為が無効であることを発見したとき(戸籍法114条)又は確定判決によって戸籍の訂正をすべきとき(戸籍法116条)には、利害関係人等が家庭裁判所の許可等を得て、戸籍訂正申請をすることになります。この場合の戸籍の記載は、「平成4年2月17日父申請」(法定202)とします(コンピュータシステムによる証明書記載例では、「【申請日】平成4年2月17日」、「【申請人】父」と記録します。)。また、棄児の引取りによる訂正申請も、その一つです。この記載例は、参考18に示されています。

### (4) 請求

**【問6】** 請求により戸籍の記載をするとありますが、どのようなものがあるのですか。説明してください。

請求というのも聞き慣れないものと思います。請求とは、検察官が訴えを提起した事案について裁判が確定した場合の検察官からの戸籍記載請求です。民事に関して公益代表者として検察官が関与できるものがあります。民法は、婚姻適齢に満たない者の婚姻、重婚をした者があった場合等について、検察官から、その取消しを裁判所に請求することができると規定しています(民法744条1項本文)。この規定に基づいて検察官が訴えを提起し、その裁判が確定し

た後に検察官が戸籍の記載を請求するものです（戸籍法75条2項）。この場合の戸籍の記載は、例えば、婚姻取消しの記載請求は、「平成8年5月18日請求」（法定82等）とします（コンピュータシステムによる証明書記載例では、「【記録請求日】平成8年5月18日」と記録します。）。

#### (5) 嘱託

**【問7】** 嘱託により戸籍の記載をするとありますが、どのようなものがあるのですか。説明してください。

嘱託とは、裁判所書記官が家事事件について一定の事項を戸籍事務管掌者へ戸籍記載の嘱託をすることです。家事事件手続法116条は、裁判所書記官は、次に掲げる場合（①別表第一に掲げる事項についての審判又はこれに代わる裁判が効力を生じた場合、②審判前の保全処分が効力を生じ、又は効力を失った場合）には、最高裁判所規則で定めるところにより、遅滞なく、戸籍事務を管掌する者に対し、戸籍の記載を嘱託しなければならないと規定しています。この場合の戸籍の記載は、「平成24年6月4日嘱託」（法定108等）とします（コンピュータシステムによる証明書記載例では「【記録嘱託日】平成24年6月4日」と記録します。）。

#### (6) 証書の謄本

**【問8】** 証書の謄本により戸籍の記載をするとありますが、どのようなものがあるのですか。説明してください。

証書の謄本とは、外国にある日本人がその国の方式に従って婚姻をしたような場合に婚姻挙行地において婚姻証書が発給されますが、その証書の謄本を作成して、在外公館等に提出したものです。一般的には、41条証書の提出といわれています（戸籍法41条1項）。この場合の戸籍の記載は、「平成9年4月20日証書提出」（法定77等）とします（コンピュータシステムによる証明書記載例では、「【証書提出日】平成9年4月20日」と記録します。）。